

大型特殊自動車に係る償却資産(固定資産税)の申告について

償却資産とは、土地・家屋以外のもので事業に用いている資産（構築物・機械・設備・車両・器具など）をいいます。

車両のうち、大型特殊自動車が償却資産（固定資産税）の対象となります。陸運局への登録の有無にかかわらず、償却資産として申告が必要です。

1. 大型特殊自動車とは

主に建設等のために用いられる機械で、車輪や無限軌道等をもって陸上を移動することが可能であっても、下記の要件に該当するものは大型特殊自動車です。

【道路運送車両法施行規則第2条別表第1より抜粋】

種類	自動車の構造等	大型特殊自動車の要件※1
建設等用	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	・最高速度15km/hを超えるもの ・長さ4.7mを超えるもの ・幅1.7mを超えるもの ・高さ2.8mを超えるもの
農耕作業用 (乗用)	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車※2	最高速度35km/h以上のもの※3
その他	ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	左記のものはすべて対象

※1 要件を一つでも満たせば大型特殊自動車です。要件に該当しない小型特殊自動車は、公道走行の有無に関わらず軽自動車税の課税対象となり、償却資産（固定資産税）には該当しません。

※2 農耕作業用の乗用でないもの（歩行型農作業機等）で事業用資産の場合は、償却資産（固定資産税）の対象となります。

※3 車両の大きさ・排気量の制限はなく、最高速度のみで判断されます。

2. 申告について

償却資産は、課税標準額の合計が150万円未満の場合、固定資産税が課税されませんが、その場合でも事業を営まれている限り、資産の申告は必要となります。

3. 車両ごとの税目区分

下表のとおり、車両の分類ごとに対象となる税目が異なります。

自動車税・軽自動車税の対象となる車両は、償却資産（固定資産税）の申告は不要です。
ナンバープレートの取得をお願いします。

車両の種類		自動車税	軽自動車税	固定資産税（償却資産）
普通自動車		○		×（申告不要）
軽自動車			○	
原動機付自転車・特定小型原動機付自転車 (キックスクーター等)			○	
オートバイ			○	
小型特殊自動車	※1ページの 規格表を参考 に判断してく ださい。		○	
大型特殊自動車				○（申告が必要）

(例)

豊橋	○○○
あ	○○-○○

この数字が0、00～09、000～999
および9、90～99、900～999
となっているものは大型特殊自動車です。